

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 25 年 3 月 29 日・東京都条例第 84 号

1 概要

(1) 改正理由

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）の施行に伴い、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象となる事業に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 法の計画段階環境配慮手続の新設に伴う改正

(ア) 法の計画段階環境配慮書に係る知事の意見書の作成手続について規定する。

(イ) 法の計画段階配慮書手続を選択しなかった事業を、条例の計画段階環境影響評価手続の対象とする。

イ 事後調査手続に係る改正

法の対象事業を、条例の事後調査手続の対象とする。

ウ 法改正に伴う引用条文等の規定整備

2 施行日

1 (2) ア及びイについて 平成 25 年 4 月 1 日

1 (2) ウについて 公布の日（平成 25 年 3 月 29 日）

3 問合せ先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課調整係

直通 03-5388-3440

内線 42-761